

(第7号様式)

三木町公告 16号

三木町農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、三木町の住民に限り、縦覧満了日の令和8年5月7日までに三木町に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年5月7日の翌日から起算して15日以内までに三木町にこれを申し出ることができる。

令和8年4月8日

三木町長 伊藤 良春

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和8年4月8日
至 令和8年5月7日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

三木町役場農林課 三木町大字氷上310番地

3 異議申出の留意事項

- 異議の申出は次の事項を記載した書面に異議申立人が押印して行うこと。この場合、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を添付すること。(行政

不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「審査法」という。）第 15 条）

- a 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- b 異議申出人に係る農用地利用計画の案
- c 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外のものが有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- d 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- e 異議申出の趣旨及び理由
- f 市町の異議申出が出来る旨の協議の有無及びその内容
- g 異議申出の年月日

4 意見書の提出の際の留意事項

- ・ 個人にあつては住所、氏名、職業を記載すること。
- ・ 法人にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。
- ・ 農業振興地域整備計画の案以外に対しては意見書を提出できない。

5 提出された意見の取扱

- ・ 意見書の内容は公表することがある。ただし特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- ・ 意見書に対しては個別の回答は行わず、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

(第4-2号様式)

変更等理由書(総括表)

市町名	二木町
-----	-----

事前協議回答日	令和8年3月31日
異議申出状況	有 無
意見書提出状況	有 無

1. 秩序ある土地利用の推進	下記の項目を参考にして記載すること
----------------	-------------------

農業振興地域整備計画の策定・変更の経緯・背景

1. 秩序ある土地利用の推進
2. 市町の農業を担う者の育成・確保
3. 農業振興施策についての計画等からの要請
4. 基礎調査の結果
5. 農業振興地域の区域の変更
6. 農業振興地域整備計画の基本方針の変更
7. その他

農用地利用計画の策定・変更理由

変更区分

番号	変更しようとする土地の所在・面積				現況地目	面積(㎡)	除外前の用途区分	除外後の用途	除外の理由(該当条文的番号を下記から選択し、理由を具体的に記載する)
	大字	字	地番	登記簿地目					
1	井上	藤東山田	3649番1 外3筆	畑	畑	1,068㎡ 計3,060㎡	農地	資材置場	番号(5)
2	田中	上田中	3756番1	田	宅地	673㎡の内332㎡	農地	宅地拡張用地	番号(5)
3	水上	南高原	690番 外4筆	田	田	979㎡ 計8,316㎡	農地	特定建築条件付 売買取定地	番号(5)
4	水上	宮下	4831番 外2筆	田	田	544㎡ 計1,011㎡	農地	神社関係者用駐車場用地	番号(5)

区分	自己住宅	分譲・賃貸住宅	業務用地	農業用施設	植林	公共施設	合計
件数	1	1	2	-	-	-	4
面積	332.00	8,316.00	4,071	-	-	-	12,719.00

(単位:㎡)

- ① 法10条3項各号すべてに非該当、かつ農業振興地域上支障なし
- ② 法10条4項該当
- ③ 法10条4項及び施行令7条1号~3号該当
- ④ 法10条4項、施行令7条4号及び規則4条の4該当
- ⑤ 法13条2項各号該当

- (注) 1. 番号欄は、個別見直しの場合は(審査調書と対応する)案件ごとに記載すること。
 2. 「事前協議回答年月日」欄、「異議申出状況」欄及び「意見書提出状況欄」は、協議の際にのみ記載すること。
 3. 変更しようとする土地を記載する欄は、適宜行数を加減すること。
 4. 除外の理由については、(別紙)変更の理由記載例を参考とすること。
 5. ガイドライン第11の2の(2)のエの附図(変更箇所を明示したものを)を添付すること。